

隋・太僕卿元公墓誌の収筆に見る楷書刻法の新表現

A new engraving expression of the regular script seen in Epitaph for Traipudqing Yuan Guan of the Sui dynasty

澤田雅弘

Masahiro Sawada

はじめに

太僕卿元公墓誌^①（以下、元公墓誌と略称する）は、隋の大業十一年（六五）の刻。合葬された夫人の元公夫人姬氏墓誌とともに、清の嘉慶二〇年（一八五）、陝西省咸寧県より出土した。五八・七×五八・七cm。誌文は三七行、満行三七字。出土の十数年後の咸豊年間、この両誌を入手した陸耀遙が郷里毘陵に運んだが、咸豊一〇年（一八〇）に太平天国の戦乱で両誌とも二つに断裂し、元公墓誌は二、三割が失われ、夫人姬氏墓誌もわずかに百七十余字を残すだけとなった。「書法は勁秀、刻画は峻拔、乃ち石刻中の妙品なり。…書写刊刻の精、実に愛すべし宝とすべきのみ。」（瞿中溶『古泉山館金石文編殘稿』卷二）、「上は北朝の勁拔を収め、下は李唐の秀整を啓く。」（趙万里

『魏晋南北朝墓誌集釈』三）と評されるとおり、おそらく同筆とおもわれる夫人姬氏墓誌とともに隋誌を代表する名品で、両誌を包世臣は欧陽詢の書とまで論じた^②。包説はもとより荒唐無稽で、兪樾が欧陽詢の自出とい^③い、陸耀遙が欧陽詢・虞世南の先河と評したのも武断に過ぎるが、初唐の楷書碑を予感させる行き届いた結構で、夫人姬氏墓誌と同様に風趣はさわめて清爽である。その清爽の効果を齎す主要な要素の一つに、横画の収筆をきりっと結ぶ筆押えの形状を挙げるができるであろう。

本稿は、元公墓誌・夫人姬氏墓誌の横画末に顕著に認められる楷書の筆押え表現に着目し、その表現が筆法に従属しない自律的刻法による可能性とともに、その表現が筆法に先んずる楷書石刻の新表現である可能性を検討しようとするものである。ただし、紙幅上、



図一 元公墓誌に混在する諸刻法

本稿では元公墓誌のみを対象とし、夫人姬氏墓誌については別稿に譲ることとした。

なお、本稿は日本学術振興会科学研究費補助金の基盤研究(C)継続「北朝末隋代墓誌中に混在する自律的刻法の楷書新表現に関する基礎的研究」(課題番号263701041)の研究成果の一部である。

一 元公墓誌中に混在する諸刻法

稿者がこれまで北魏から初唐の間の墓誌(一部に碑も含む)について、逐一具体的に指摘してきたとおり、一定の規模を有する碑誌の鐫刻は、複数の刻者による分担であるのが一般的であり、その結果、一誌中に種々の書風が複雑に混在する様相を呈している⁵⁾。その複数の書風間には、隔絶する書風もあれば、同派と思しい類似書風もあって、その関係は一樣ではない。

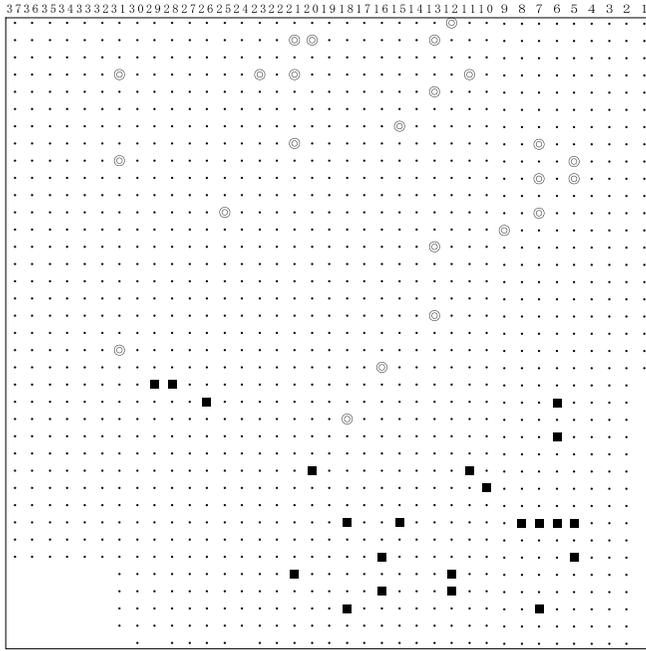
元公墓誌の鐫刻もまた例外でなく、複数の刻者が分担して奏刀したものである。その状態は稿者が検出した元公墓誌中に認められる、その他を含む八種の刻法を対照した図一(二箇所ないし二箇所から抽出して構成した)に自明である。ただし、混在する刻法はさらに一、二種あるものと思われるが、底本とした『中国石刻大観精粹篇19墓誌銘集(二)』(北京市文物商店所蔵、同朋舎出版)のほかにも、書跡名品叢刊(二玄社)本、中国法書選本(二玄社)各本について分

図二 主たる刻法ⅣとⅤの比較

使	使	使	使
刺	刺	刺	刺
清	清	清	清
年	年	年	年
持	持	持	持
司	司	司	司
不	不	不	不
今	今	今	今
三	三	三	三
宗	宗	宗	宗
舉	舉	舉	舉
辭	辭	辭	辭
V	IV	V	IV

析を試みたが、なお確信を待てないでいる。したがって、これらその他を含む八種が分布する境界についても不明確なところがあり、本稿では慎重を期して混在する複数の刻法の分布図を提示しないことにしたが、いくつか補足すると、図一に掲げたその他を含む八種の内、分担範囲が広いのはⅣとⅤであり、ついでⅥとⅦであるが、圧倒的に広いのはⅣⅤの二種で、その奏刀者が元氏墓誌の主たる刻者である。この四種中、分布域を明確にしうるのは、他の三者との違いが比較的顕著なⅦだけで、Ⅶが分担した範囲は、第三二行から

第三四行の第二〇字以下、第三五行の第二二字以下、第三六、三七行のそれぞれ第二三字以下である。ⅣとⅤは、熟練さではⅣがやや勝り、刻出する筆画がⅤよりも適偉であることが多く、横画の収筆の筆押えをⅣの方が誇張する率がやや高いという程度で、両者に格段の差はない（図二参照）。図一に例示した箇所では、一見してⅥの技能はⅣⅤよりも劣ることが分かるが、Ⅵの「低」のようにⅤとの差がやや不明瞭になる要素もある。しかしⅦはⅦの上部に分布するが、七種以外の刻法が介在する可能性も含めて分布状態は複雑で



図三 図二所掲各字の誌中における位置

IV : ■ V : ○ (上辺の数字は行数)

ある。また元氏墓誌の主たる刻法であるIV V両者は、VI VIIが占める後ろ六行ほどを除いて、Vはおおよそ上方三分の二程に、IVはおおよそその下方に集中する。しかし、IV V内にI~IIIが少範囲にそれぞれ混在し、八種以外の刻法の介在もあるように思われ、混在状態は複雑である。ちなみに図一に掲げた箇所は、Iは第一行第四~七字と第八行第六字、IIは第三行第一、二、五~七字。IIIは第四行第

七~九字と第五行第七、八字である。またその他は一八、二四、二六~三一行のそれぞれ上辺寄りに集中する。なお図一のその他に入れた類は、奏刀もままならないほどの極めて拙劣な数人の刻であり、一部だけを刻した残りの字画を手錬が刻し補った合同刻である。

混在するこれら刻法の内、分担域が広い主たるIVとVの刻法を、同字で比較したのが図二である。両者は、図一に見るとおり、ともに鐫刻技術が優れた手錬であり、また図二に見るとおりその刻法も近似し、両者の別を瞬時に見極めがたいところもある。しかし、図二のとくに「年・司・不・辞・十・上・慎・僕・言・授」などからは、IVがVよりも適偉の趣に勝り、やや温潤の筆画を刻出していることが知られる。図二に掲げたIV Vの各字の誌面における位置は図三のとおりで、先述したとおり、IVが下方の約三分の一、Vが上方の約三分の二に分布する。

さてIV・Vの両者には、主要な横画末(ときには全ての横画末。図四参照)に三角形の筆押え(収筆で筆鋒を突き戻すように挫いた際に現出する痕跡)を表現する特色がある。三過折をもつて楷書筆法の原則とする見地、あるいは唐代楷書を念頭に置く見地からすれば、小中学校書写の教科書に掲載される筆写の楷書に象徴的であるように、主要横画の収筆部には明確な筆押えがあることが常識であり、当該箇所が三角形に現れたとしてもさしたる違和感を抱かない。

図四 横画末のほとんどに筆押えを附した例



図五 大ぶりの筆押えを附した例



しかし管見では、唐代楷書の先河ともいべき石刻の楷書で、収筆の筆押えを三角形に表現するのを基本とする楷書表現は、実は元氏墓誌やその夫人姬氏墓誌のころになって、ごく一部の墓誌に現れるだけで、それ以前の石刻の多くは、(一) 包世臣の説く「(始良)終乾」、すなわち収筆部で筆鋒が右斜め下に抜ける、(二) やや筆鋒を開いた直後に右斜め下に抜ける、(三) 筆鋒を開いて紡錘形に近い肉を付けて延長線上(ないしやや右下)に抜ける、(四) 横画末で僅かに上方に張り出すように筆鋒を操ってから右下に抜ける、(五) 筆鋒をかすかに開いて抜ける、などの形状が一般的で、筆鋒を突き戻すように挫いた際に現出する三角形の筆押えは、偶発的に見られなくても普遍的に刻出されることはない。この状況は北朝から隋代の碑版墓誌群を通観すれば了解されることであるが、精しくは別稿に譲りたい。

IV Vがこの三角形の筆押えを刻出する頻度を数値化してはいないが、図四に列挙したように、当該字の横画末のほとんどにこの三角形の筆押えを刻出し、通常ならば避けるであろう「儀・鑄」や「進」の佳など横画が混雑する箇所全横画にまで、筆押えを表現している一事をもつてしても、その頻度が察せられよう。この三角形の筆押えは、図四の「主・年・季(年)」のように、また図五に列したように、しばしば大ぶりに作ることがあり、その中には図五の「仁・木・具・落」のように、自然な運筆では生じない形状を呈することも少なくない。

二 三角形筆押え形状刻出の構造

稿者が北朝墓誌を中心に旧稿で逐一指摘してきた事例を踏まえていえば、鑄刻は筆跡に従属するとは限らず、むしろ結構以外は原稿

子	子	侍	侍
士	士	五	五
而	而	茲	茲
高	高	事	事
元	元	大	大
書	書	太	太
其	其	僕	僕
梁	梁	既	既
清	清	乘	乘
于	于	維	維
季	季	司	司
持	持	二	二
B	A	B	A

図六 自然な運筆を思わせる筆押え(A)と不自然に大ぶりの筆押え(B)

の筆法を反映しないことが一般的である。しかも元氏墓誌の場合、I II III及び未六行下半を占めるVIIは、混在する諸刻法の中で比較的未熟で分担域も少ない刻法ではあるものの、この三画形の筆押えが認められない。これらから類推しても、この三画形の筆押えの形状が元氏墓誌の原稿である(書丹されたであろう)筆跡を反映している保証はない⁶⁾。元氏墓誌中の三画形の筆押えはIV Vの刻法の主要横画には普遍的に認められる。ただし、その三角形の形状には大小の別や角度の別が入り混じって一律ではない。大ぶりの三角形の筆押えの表現がどのような様子であるのかを、比較的的自然に見える

(通常の用筆で具現されうる)筆押えの表現と、同字で比較したのが図五である。A列には自然に見える筆押えを、B列には不自然に大ぶりの筆押えを列挙した。B列の筆押えは、程度の差はあれ、いずれも通常の自然な用筆では出現せず、故意に何がしかの運動を加えなければ出現しないことが知られる。中でも「太・乗・士・高・年」の諸字にいたっては、もはや筆跡の域を越えている。筆跡に忠実に刻する奏刀であれば、このような筆押えが出現する理由がない。しかも、B列の各字は元氏墓誌中に混在する諸刻法のうちの手練のIVないしVの奏刀である。したがって、B列中の一部に意に反して

図七 三角形の筆押えの構造（当該字とその部分）



大ぶりに過ぎたものが含まれていたとしても、B列同等の三角形の筆押えの多くがミスであるとは考え難い。すなわち、元氏墓誌中の手練であるIVあるいはVの分担域に限って多出する三角形の筆押え

は、当該刻者が筆跡に従属せず、自律的に楷書の収筆を刻出した結果であることを示している。では、この三角形の筆押えが筆跡に拠らないとすると、この筆押

えは何をもつて刻出されるのか。三角形の筆押えを逐一観察していくと、この形状を表現する刻法の構造を垣間見ることができるところがある。それらを図示したのが図七である。図は左に三角形の筆押えが見える当該字を、その右に当該字中の三角形の筆押え箇所を拡大して示したものである。これらの当該部は、その奏刀の痕跡から便宜的にX・Y・Zに大別して説明できる。

X…筆押え直前の横画末端の上辺に緩やかに湾曲した窪みが認められる。上辺のこの窪みの延長線を思い描いていくと、右下に向かっていく。すなわち、右斜め下に抜ける収筆の先端に、刀を入れて筆押えを刻出しているように観察できる。(右斜め下に抜ける収筆は、図七ではX「土」の下の横画、Y「建」の下二本の横画に見られる。)

Y…筆押え直前の横画末の上辺に下向きに緩やかな湾曲があり、下辺にもやや上に向かう緩やかな湾曲がある。この上下両辺の延長線を思い描いていくと、ややふくらみをもった横画がしだいに抜ける

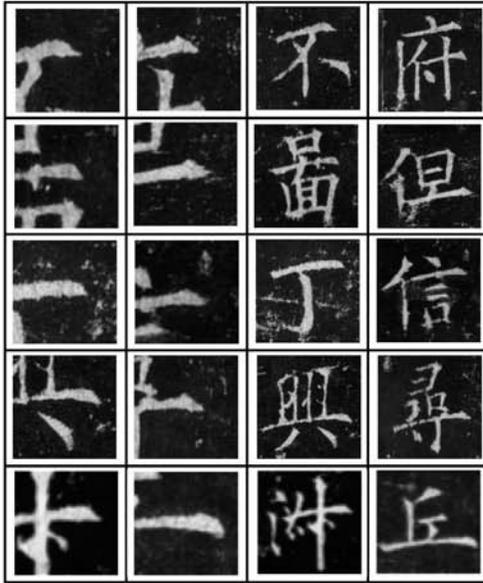
図八 右下に抜く収筆を併用した例とその部分



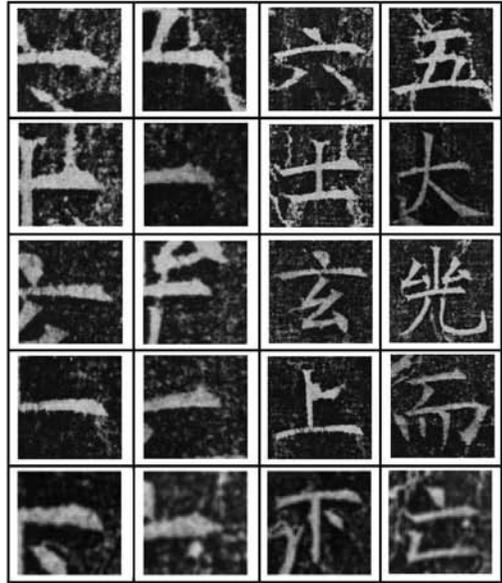
ていく形になる。すなわち、その収筆の先端に、刀を入れて筆押えを刻出しているように観察できる。(ふくらみをもった後に抜ける収筆は、図二V「拳」の下から二本目の横画や図八「斎」の最下の横画に見られる。)

Z…XやYのように上辺あるいは下辺に筆鋒が閉じていく緩やかな湾曲がないか僅かであり、XやYのように収筆の形状を思い描けない。しかしXYから類推すれば、これらは右下に抜ける収筆あるいはふくらみをもった後に抜ける収筆部の先端を覆い隠すように、刀を入れて筆押えを刻出しているように観察できる。

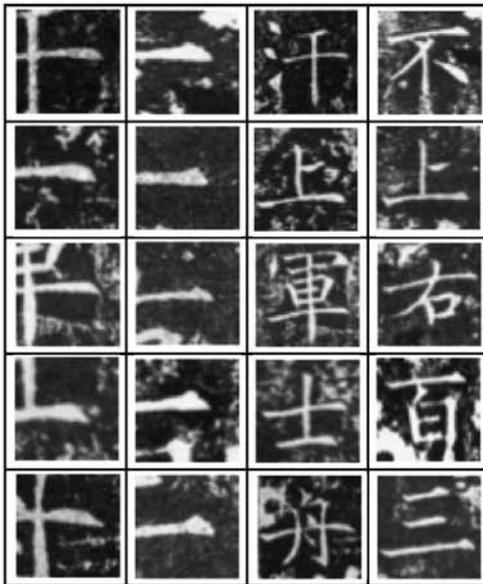
そして、たとえばX「極・古・大・遠・丞」、Y「未・清・辛」などの収筆の形状は、収筆の運動と筆押えとに一体感がなく、用筆で形成される筆押えとしては受け入れられないものである。したがって、これら三角形の筆押えの形状は、原稿である筆跡に関係なく、観念的に刻出した結果と見られる。換言すれば、原稿である筆跡に



皇甫誕碑 (637頃)



昭仁寺碑 (630)



李靖碑 (658)



孔穎達碑 (648)

図九 初唐四碑に併用される楷書収筆の兩種の鐫刻表現
 左：右下に抜ける収筆 右：筆押えのある収筆

従属しないだけでなく、時には用筆の理に沿うことから逸脱し、習い覚えた手法で奏刀したものと思われ、それが不自然に誇張された三角形の筆押えを刻出する理由であるように思われる。

図八は、IV Vの分担域から三角形の筆押えを作る横画と、その筆押えを作らない横画とが共存する字を列し、その右には三角形の筆押えを作らない当該の横画末を拡大したものである。これらには、三角形の筆押えの収筆とともに、Xで述べた右下に抜けた収筆、あるいはYで述べたふくらみをもった後に抜けた収筆などが、明瞭に刻し出されており、右にXYZに三分して説いた三角形の筆押えの構造を裏付けるものといえる。

おわりに

現在のわれわれは、周知のとおり、筆法を突き戻すように控く収筆を第三アクセントとする三過折が備わっているのを、楷書要件と認識している。しかし、現在のこの観点で北朝から隋の石刻を通観すると、元氏墓誌のところまでの石刻楷書の収筆表現は、一般に右下か延長線上に抜ける形状が常で、筆押えを備えることをもって収筆の基本とはしていない。こうした石刻楷書様式の書法史の中に元氏墓誌を置いてみると、元氏墓誌（の主たるIV V）が顕著にまた普遍的に表現する三角形の筆押えは、きわめて特異であるが、これまで

はこのことに留意してこなかったように思われる。

本稿で見えてきたとおり、元氏墓誌の主たる刻法であるIV Vには、大ぶりの筆押えが多数あり、その当該部を精査していくと、用筆上、収筆とは連動しない不自然な形状が認められた。したがって、それら三角形の筆押えは観念的に奏刀して刻出したものと考えられる。にもかかわらず、われわれがこれに違和感を唱えず名品として位置づけてきたのは、筆鋒を突き戻した際にできる筆押えを表現した元氏墓誌の三角形が、三過折を楷書要件とする楷書法の表象に一致していたからであろう。

管見の限りでは、初唐になると、控えめな筆押え表現が碑版に一般化するが、専用するまでにはいたらず、右下に抜ける収筆などとの併用が一般的であるように察せられる。その様相の一端は図九に明らかである。図九は「昭仁寺碑」（六三〇）、「皇甫誕碑」（六三七頃）、「孔穎達碑」（六四八）、「李靖碑」（六五八）四碑を例に、各碑中に併用される二種の収筆を対照したものである。

筆押えの収筆を基本として多用あるいは専用するようになるのは、精査していないが、おそらく唐の名碑でいえば、歐陽通「道因法師碑」（六六三）あたりからであろう。

本稿では、元氏墓誌中の主要刻法に横画の収筆に顕著にまた普遍的に三角形の筆押えを刻出する現象が、隋代書法史において極めて

まれであることに着目し、その筆押えの根拠を考察したものである。

その結果、この三角形に類型化し、あるいは大ぶりに誇張される筆押えには、収筆に至たる運筆とまったく連動しないものが少なからずある。このことから、これら三角形の筆押えの形は、筆跡を反映したものではなく、より端的にいえば、筆跡に従属しない自律的刻法と考えられ、しかも、極度に誇張される三角形は、石刻楷書を表現しようと観念的に奏刀してきた結果が顕在化したものと見るのが穏当であろう。しかも、筆押えを明確に普遍的に刻出するのは、初唐にいたってなお右下に抜ける収筆表現などと共存する程度であったと察せられることから、元氏墓誌（および夫人姬氏墓誌）に普遍的にまた顕著に表現される三角形の筆押え表現は、いわば後世の石刻楷書表現を先取りした刻法であり、筆跡に従属せず自律的に刻者が刻出した楷書の新表現である可能性が高いと考える。（二〇二五）

注

- 1 墓主は北魏昭成帝の後裔で、諱は竄。ただし墓誌には「元□、字は□智」と刻して二字を空格（未刻）にする。
- 2 包世臣『芸舟双楫』巻六「題隋誌拓本」に「(両誌) 字画傳密、詞理高華、玩其筆勢、断為率更無疑也。」
- 3 趙万里『魏晋南北朝墓誌集釈』卷三元智墓誌、及び方若『校碑隨

筆」元公夫人姬氏誌に「徳清俞樾以為率更所從出。」

4 欧陽輔『集古求真』巻一「元公夫人姬氏墓誌」に「陸耀遙且以為欧虞所從出。」という。

5 古くは「北魏墓誌の鐫刻について」（『大東書道研究』第七号）一五七ほか。最近では、「碑における刻法の混在——寧贗碑・孟法師碑の場合——」（淑徳大学書学文化センター『書学文化』第一五号、二〇〇四）「石刻における刻派の形影、及び書法に先行する刻法の可能性——北朝墓誌中の伝播する特定刻法に即して——」（『大東文化大学創立90周年・中国社会科学院文学研究所創立60周年記念共同国際学術シンポジウム論文集』二〇二五）、「欧陽通「泉男生墓誌」における刻法の混在——筆法に先行する刻法（刻法による新表現）の可能性——」（『大東書道研究』第二号、二〇二五）、「道因法師碑における刻法の混在と混在状態が提起する新たな論点」（『書論』第四一号、二〇二五）など。

6 また、たとえばIV V VI VIIの各「穴」冠を比較した左図のとおり、



冠の第三筆の起筆書法（起筆にいたるまでの筆路）がⅣでは他者よりも近く回って落筆し、Ⅶは他者よりも遠く回って落筆するなどの相違が認められる一方、ⅤⅥの両者は互いに近似している。しかし、このことをもってⅤⅥが筆跡にもつとも忠実な奏刀である保証はない。